

情報倫理ビデオを用いた学習手法

—役割取得を通しての認識の深化を求めて—

布施 泉, 岡部 成玄

北海道大学 情報基盤センター

ifuse@ec.hokudai.ac.jp

概要: 情報倫理ビデオを用いた学習手法として、一律の答えのないビデオクリップから、学習者に考える学習をさせることの有効性を議論する。本稿では、①ジレンマを包含した一律の答えのないビデオを視聴させ、学習者に意見を求める、②ビデオと条件等が異なる場合を提示し、学習者の意見がどのように変化するかを観察する、という手順で認識の深化の有無を検討した。取り上げたテーマは、メールのプライバシーである。学習者は、初めに実写のビデオを見ることで、現実感を持った状況把握ができる。その上で、更に異なる条件を与えることにより、その問題の本質について、より深く考えることができると考える。学習者の意見の変化から、情報倫理教育において、道徳教育におけるコールバーグ理論に模した段階を付すことの可能性についても検討したい。

1 はじめに

情報社会は、様々な情報がネットワーク上に蓄積され、望む情報を容易に検索し取得できる便利な社会である一方、個人の情報が容易にネットワーク上に公開される可能性のある危険な社会でもある。特にGPAを有したパーソナルメディアは、個人が、いつでもどこでも発信できる利便性と、誰がいつ何を発信したかといった発言者個人を特定できる危険を同時に内包しており、誰かの単純なミスから他の個人の情報が流出するといった危険が高まっている状況とも言えよう。

私たちは、通常、様々な人の権利を踏まえ、節度をわきまえた行動をすることで現実の社会生活を営んでいる。情報倫理教育の目標の一つは、情報社会の規範とは何かを学習者が学ぶことであると言える。本報告では、情報社会の規範を学ぶ一つ的手段として、異なる人物の権利や要望を同時に満たすことができない、あるいは同時に満たすためには非常にコストがかかるといったジレンマ課題を取り上げる。当該課題を学習者に提示し、どのように対処するか、またそれは何故かを深く考えさせるために、本報告では、異なる条件を提示し、異なる状況での判断を課すことで、学習者の役割取得能力の深化を目指した実践を行った。

ジレンマ課題では、まずは学習者に対して、現実感を伴う状況把握をさせることが不可欠であると考えられる。本稿では、感情移入が容易な短時間の実写ビデオを学習の導入として用いることとする。

2 授業実践

2.1 実践概略

本実践の概略は以下の通りである。北海道大学の一般情報教育（座学）の授業の中で行った。

授業日時：2010年11月16日

学習者：北海道大学1年生（文系96名）

テーマ：プライバシー

学習手順：

1. 情報倫理デジタルビデオ小品集2[1]「メールのプライバシー」を視聴する。
2. 学習者に当該状況における判断を求める。
3. 異なる条件を提示し、同様に判断を求める。

2.2 情報倫理ビデオと学習者の判断

ビデオ「メールのプライバシー」の概要は以下の通りである。

主人公である俊介の友人が家出をする。本人から俊介宛てにメールで連絡があったものの、居場所はわからない。俊介は、友人の母親から警察に捜索願を出すつもりであることを話され、更に、「メールのやり取りを見せてほしい」と詰め寄られる。俊介はメールを見せるべきか否か。

なお、この時点では、友人は無事であることを俊介は知っているがメールには居場所等の情報はなく、また、友人の家出は母親と意見が対立していることにも起因しており、メールには母親の悪口も書かれているという状況である。

情報倫理デジタルビデオ小品集2では、殆どのクリップに解説がついているが、このクリップには解説が用意されていない。一律の答えのない問いとして、学習者に考えさせることを意図して開発されたものである。

2.1の学習手順2では、学習者はビデオと同じ俊介の立場に立ってメールを見せるか否かの判断をする。また、学習手順3での異なる条件としては、以下を提示した。

- ・その友達が事故等で亡くなった場合、同様に、母親からメール内容を求められたとする。そのとき、あなたはどのように対応するか？
- ・上記と同様に、当該人物が事故等で亡くなり、母親からメール内容を求められたとする。しかし、友達という個人ではなく組織として対応しなければならない立場にあなたがいる場合には、どのように対応するか？

以上、本実践においては、ビデオの状況そのままのものを含め、学習者は、3つの異なる状況において、メールを見せる、見せない、その他を選択し、その理由を記述することが課せられる。



図1. 「メールのプライバシー」の一場面

3 結果と考察

3.1 実践結果

学習者が選択したメールの開示可否を図2に示す。

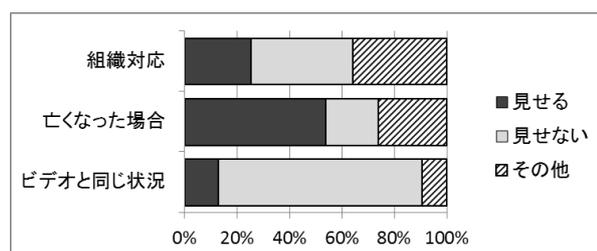


図2. 各状況における母親へのメール開示割合

ビデオと同じ状況の場合、8割弱はメールを見せないと回答した。回答例は以下の通りである。

【見せない】

- ・いくら母と子の間側であっても、メールは見せるべきではないと思う。家に届いた息子宛の手紙を母親が勝手に開封する権利がないのと同様に、メールも息子の友人とのやり取りであり、母親が干渉していい範囲を超えるからである。これは法律云々ではなく、母親の倫理問題だと考える。息子が自分に黙って家を出るのは、母親への信頼の不足であり、母親自身に帰責性がある。自分にある問題点を見直してから行動に出るべきであると考えます。
- ・いくら保護者であってもメールの内容はプライバシーに関わるものであり見せるべきではないと思う。また今回は親が息子のボランティア活動への参加に対し反対していることから、息子が家に帰らないということであり事件性は薄いことからメールを見せる必然性はないだろう。保護者に対して事情を説明することが今回の最善の解決策といえると思う。

【見せる】

- ・ゴロウは母親に行き先を伝えずに家を出て行ってしまった。家出なので家族が心配しないはずかない。このように、息子の安否が不明という状況では、状況を知る手がかりとして親しい友人とのメールを母親が見る正当な理由があるといえる。

【その他】

- ・メールを見せる相手が家族であるし、また開示を求める理由が正当なものと考えられるため、メールを一部開示すべきである。ただし、本人の名誉にかかわるようなことは開示してはならない。

母親に対して不快感を覚える等、ビデオの状況に現実感を持った感情の下での回答が見られること、見せないと答える場合にも、単純にプライバシーのみではなく、状況を母親に説明して理解を得ようとする回答が相当数あることが本状況での特徴である。次に友人が亡くなった場合の回答について示す。この場合、見せると答える場合が半数を超え、見せない場合が2割と減少した。

【見せない】

- ・本人が亡くなったから見せてしまってもよい、ということにはならないはずだ。母親の悪口等

をやり取りしていたのであれば、故人と母親との関係を悪化させることをわざわざ進めることはない。故人の名誉のためにもメールは見せるべきではない。

- ・見せない理由は同じで、プライバシーがあるから。メールを見せたところで何か起きるわけじゃないと思うし、何よりメールを見せて母親から変な言いがかりでもつけられたらたまったもんじゃない。

【見せる】

- ・友人の保護者にならメールを見せる。保護者にはその友人に関することを知る権利があると考えるからである。死者のプライバシーと比較すると、保護者の権利の方が優先性が高いと思う。ただし、メールの内容に、無関係な第三者に関するものが含まれている場合は、その人のプライバシーを守るため見せないようにする。

【その他】

- ・すでに亡くなっているとはいえ、許可がない限り第三者に情報を公開するべきではないが、感情的な理由で見せてしまうと思われる。しかし、その内容がその第三者を誹謗している、その友達の名誉にかかわるような内容である場合には、たとえ相手が親族だとしても、メールの公開はしない。

条件が大きく変わった場合でも、「見せない」と続けて答えた学習者は、プライバシーの重要性をその理由に挙げている。一方で、見せる方に変化した学習者は、死者のプライバシーより生存者の希望や権利を優先したり、感情を優先する旨の回答が多かった。また、本条件における特徴は、俊介と友人（五郎）とのメールの中に別の第三者の個人情報が入る可能性を指摘するものが出てきたことである。これは、ビデオ状況の場合には殆ど出てこなかった視点である。ビデオと前提条件を異なるものにする事で、俊介、五郎、母親の3人の観点から、他者との関わり合いを含んだものとしてメールのプライバシーを捉えなおすことができたことを示している。

最後に、個人としてではなく、組織として対応する場合には、図2のように、見せる、見せない、その他の割合は拮抗した。具体例を以下に挙げる。

【見せない】

- ・個人が送受信していた内容を親族といえども本人に無断で公開してはいけない。メールが

ID・パスワードは、他人（家族を含め）のアクセスを防ぐ目的で設定されているのだから、企業がその職権で利用者のアカウントに勝手にアクセスすることは認められるべきではない。Googleの社員が利用者のメール等を見ていた問題でも厳しく非難されたはずである。組織として対応する場合には、より一層個人情報の公開は慎重に行うべきである。

- ・情報の開示を求められたときに、まずどういう人が情報を請求しているのか（遺族、友人など）、情報を請求する目的、手に入れた情報をどのように扱うのか、などを確かめなければいけない。これらの作業は容易ではないし、危険が伴うから、情報は一切提供しないというように決めたほうがよい。遺族を騙って情報を入手しようとする人がいるかもしれない。

【見せる】

- ・組織として対応する場合、法による根拠を元に適切な手続きを経て情報を求められたときのみ、見せるべきである。この場合は本人に不利益を被るかどうかは考えず、すべての情報を公開するべき。
- ・見せる。ただし組織の場合、そのセキュリティポリシーで定められている範囲内で考えることを重要視する。もしその人のメールの中に組織の重要な情報が含まれている場合、そちらの方を優先し、見せない可能性が高くなる。

【その他】

- ・組織や個人に関係なく、メールはプライバシーである。しかし、個人の場合と違い、組織の場合はたいていそのような場合における事案の処理方法をあらかじめ双方で取り決めを行っている場合が多い。そのため、組織という立場でメールの情報の開示を求められた時は、その双方の間での取り決めと、法律の定めに従って慎重に行われるべきである。

組織として考える際には、先のような感情を優先させた回答は見られず、メールを見せる、見せない、どちらにしても、組織としての立場をはっきりさせての回答が多くなる。

以上、3つの異なる状況でのメールの開示判断について、学習者の回答を得た。今回は、メールのプライバシーという問題を考えたが、一般に、個別の問題は、個々の状況により判断が異なり得る。より広い視野で問題を考えるためには、学習

者に身近な話題から順次、異なる状況を提示し、何が本質的な問題となりうるかを考えさせることが有用であると思われる。そのためには、現実感を伴う状況提示が必要である。本報告では、実写の情報倫理ビデオを見せることで、学習者にリアリティを持った状況を示すことに成功したと考えている。

3.2 コールバーグの道徳性発達段階との関連

情報倫理における権利等の対立時の判断は、道徳教育におけるコールバーグの道徳性発達段階の理論[2]と似た側面を持つと思われる。コールバーグ理論での道徳性は「認知能力」と「役割取得能力（他者の立場に立って考察できる能力）」とが、結びついて発達するとされる。発達段階は、罰を避けるといった他律的な道徳性（第一段階）や自分の利害関係で動く（第二段階）といった前慣習的水準から、他者への同調（第三段階）、法と秩序という社会的なシステムを考慮（第四段階）する慣習的水準、そして、社会的契約と個人の権利の両方を考慮に入れる（第五段階）等の原理的水準として段階化されている。道徳性の発達と同様に、情報倫理の発達段階が考えられるとすると、情報倫理の発達段階でも、罰回避・自己本位的な思考段階から、他者への同調・法と秩序を重んじる思考段階、より広い視野への思考段階へと段階的な発達を遂げるとと思われる。

コールバーグは、学習者の発達段階を判断するために、ジレンマ課題を提示し、その判断結果ではなく、判断理由で発達段階を診断した。本報告におけるメールを開示可否のジレンマにおいても、学習者がどのような理由でメールを開示するか否かを分析することは、今後有用であると考えられる。

本実践では、メール開示可否に関して、考慮の対象を、本人・五郎・母親の3者の直接的な対人関係のみが対象か、その他の第三者への影響の可能性を示唆しているか、組織としての立場を明確化しているか、警察などの公的機関からの指示等の可能性を指摘しているか、社会一般の行為としてメール開示可否を位置づけているか、等といった視点で分析をすることが考えられよう。また、役割取得の視点からは、友人の母の立場を理解するために、友人の異なった状況を仮定した上で3種の判断をさせた。他者視点を得るために、道徳教育では、例えばロールプレイングで実際に他者を演じること等をさせるが、今回は、条件を変え、

視点を変えることで代用したと言える。

本実践では、ビデオ状況のみでの意見では、他の第三者の個人情報について示唆した回答は1例だけであったが、3つの状況を経て、3割弱の学習者は第三者の視点を踏まえた回答をしている。一方で直接的な3者の関係のみで終始している回答は、全体の1割程度であった。

4 まとめと今後の課題

本報告では、情報倫理ビデオを用いた学習手法として、ジレンマビデオから、学習者に判断を求め、問題を考えさせる学習を行った。その際に、ビデオの状況だけではなく、条件が異なる複数の場合を提示し、学習者に意見を求めた。本稿では、メールのプライバシーをテーマに行ったが、この手法は、一般化することが可能であると考えられる。学習者は、初めに実写ビデオを見ることで、現実感を持った状況把握が可能である。その上で、更に異なる条件を与えることが当該問題の本質を深く考えるポイントであると考えられる。

異なる状況における学習者の意見の変化と示された理由から、情報倫理教育においても、道徳教育におけるコールバーグ理論に模した段階を付すことが有用である可能性がある。本稿では、ある狭い対象範囲での考慮が、状況を変えることにより、視点を広げることが可能であることを示した。今後は、コールバーグ理論において、原理的（脱慣習的）と言われる第五段階が、この情報社会でも同様に位置づけられるのか等、情報の管理と公開の側面からの学習者の回答を分析し、道徳性発達と情報倫理を踏まえた行動がどのような関係にあるのかの検討を進める予定である。

参考文献

- [1] 中村純, 岡部成玄, 多川 孝央, 辰己丈夫, 中西 通雄, 深田 昭三, 布施 泉, 村田 育也, 山之上卓, 山田 恒夫, メディア教育開発センター:「情報倫理デジタルビデオ小品集2」, メディア教育開発センター情報教材シリーズ, 2005.
- [2] ローレンス・コールバーグ著 岩佐信道訳、「道徳性の発達と道徳教育」、広池学園出版部、1987年.